

岩手県告示第474号

土地収用法（昭和26年法律第219号）第34条の規定により、次のとおり収用又は使用の手続の開始をする旨起業者岩手県から申立てがあった。

平成27年5月22日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 事業の種類 一般国道284号改築工事（室根バイパス・岩手県一関市室根町折壁字梅木地内から同市室根町矢越字大畑地内まで）
- 2 収用の手続を開始する起業地 岩手県一関市室根町折壁字宿前、字笠松、字打越、字屏風石、字三峯、字入沢、字大洞、字化石、字向山、字室下及び字八幡沖地内
- 3 使用の手続を開始する起業地 岩手県一関市室根町折壁字宿前、字笠松、字打越、字屏風石、字三峯、字入沢、字大洞、字化石、字向山、字室下及び字八幡沖地内
- 4 収用又は使用の手続が開始される土地を表示する図面の縦覧場所 一関市役所室根支所